

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成23年5月10日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 三谷節三

1 措置を講じた団体

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

川西地区地域づくり推進協議会

富熊校区コミュニティ協議会

2 監査実施日及び監査の種類

平成22年9月24日から平成22年9月28日まで

財政援助団体等監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）

3 監査の結果に関する報告の提出日

平成23年1月24日

4 措置通知年月日

平成23年4月20日付け

5 指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

平成22年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	支出票に添付された領収書に明細の記載のないものが見受けられるが、用途を明確にする上でも、明細を記入してもらうこと。	職員各々が十分留意し、領収書を確認するよう周知しました。
補助金に関する事項	平成21年3月の住民税が未納のため、5月に督促手数料を支払っているが、今後このようなことが起こらないように十分注意すること。	住民税をはじめとする、他経理区分（別担当者）からの預り金を支出する場合は、十分注意し、職員間で意思疎通を図るよう、報告・確認いたします。
	県外旅費の支出の際、領収書や開催要項は添付されているが、出張命令簿の写しが支出伝票に添付されていないので添付すること。また、旅費精算処理が未整備なので様式を作成し、精算事務を行うこと。	出張命令簿は別綴りで管理していましたが、現在、支出伝票に写しを添付済。旅費精算処理に関しては、「新旅費規程」が平成23年4月1日より適用されるため、新規程に基づき、旅費精算処理をする予定です。
指定管理委託料に関する事項	会計区分を誤って支出し、会計間での振替を行っているが、この場合は一端戻入して、あらたな会計で支出すること。	ご指摘のとおり、今後は一端戻入して支出いたします。 なお、支出会計区分については今後十分注意して支出するよう周知しました。
	管理運営に関する協定書の第16条において年度別事業計画書は前年度の3月末日までに提出し、承認を得ることとなっているが、実際は4月に提出されているので協定書に基づき処理すること。	事業計画書は前年度の3月末日までに提出するよう改めます。
	平成21年度清掃業務の指名競争入札を平成21年3月30日に執行しているが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と定められており、入札行為は契約行為の一連の手続きの一つであることから、	新年度の契約行為を前年度に行っていたが、ご指摘のとおりであることから、長期継続契約を今後検討いたします。 また、契約の準備行為である施行決定決裁は予算が理事会で承認された以降に行うよう改めます。

	<p>予算が確保された年度当初に入札を執行するようにすること。どうしても年度前にしなければいけない時は長期継続契約により、事前に年度を跨いで契約をするという了解を得るようにすること。</p> <p>また、他の業務委託でも2月の段階で施行決定をしているものもあるので、起案は予算が理事会で承認された日以降とすること。</p>	
	<p>綾歌健康づくりふれあいセンター利用料収入については、経理規程第20条（収納した金銭の保管）で、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければいけないとなっているが、4~5日後に預け入れされたものも見受けられた。規程どおりに預け入れができないのであれば、実情に沿った規程に見直しをすること。</p>	<p>今まで利用料金を月・金曜日に入金していましたが、入金日を月・水・金曜日に改めることで、3日以内に金融機関に預けるよう改善しました。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>要支援者の調査を行っているが、防災活動の核となるのはコミュニティであることから、コミュニティが要支援者名簿を活用できるように検討していただきたい。</p>	<p>本会においても、日頃の見守り活動に加え、要支援者を再確認するとともに台帳を整備し、災害時には地区コミュニティや行政機関等との情報を共有することによっていち早く安否確認、避難誘導が行えるよう整備していきたいと考えている。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>業務委託の施行決裁について、少額な委託についても見積り依頼、見積り決定、契約と3回の決裁をとっているが、事務の簡素化の観点から丸亀市の規程に合わせるように検討していただきたい。</p>	<p>今後の契約については、丸亀市の規程に合わせ、見積り依頼、決定（契約）の2回の決裁とし、事務の簡素化を図りたいと考えている。</p>

2. 川西地区地域づくり推進協議会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>体育部会への貸出金の返金については、出納簿で収入とせず、戻入として支出の減額として負の計上をすること。また、戻入票が作成されていないので、お金の流れを明確にする為にも作成すること。さらに、支出票を作成せずにお金を貸し出し、領収書と残金で精算しているものが見受けられたので、支出票を作成して事前に決裁を得てから貸し出しをすること。</p>	<p>貸出金の返金については、戻入れとして支出の減額として計上とします。お金の貸し出しについては「支出票」を作成して決裁処理の後、貸し出しを行いません。</p> <p>また、戻入れの場合も「戻入票」を作成して決裁処理の後、減額措置を行いません。</p>
	<p>全般的に支出票は作成されているが、経理を明確にする為にも収入票も作成すること。</p>	<p>経理を適正、明確にするため「収入票」を作成し、決裁処理の上、会計処理を行いません。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>立替払いが多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や前金払等で支出票により決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。</p>	<p>物品購入後、請求書発行による支払い処理が事実上困難なため、今後は「支出伺票」による決裁処理を行った後、前渡資金によって支払いを行うこととしたい。</p> <p>なお、前渡資金については、管理簿を作成し、適正な資金管理を図ることとします。</p>

3. 富熊校区コミュニティ協議会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	補正予算や予算流用調書など予算に関する書類は収入票、支出票とは別綴りとする。こと。	平成 22 年度より、予算補正・充用流用計算書を収入・支出票とは別綴りにした。
補助金に関する事項	会計が一般会計と自治会連合会会計の 2 会計で処理しており、リサイクル還元金を会計間で振替を行っているが、それぞれ収入、支出に計上しているため、収入、支出額が過大となり、決算額と合わない状態となっている。振替の場合は、収入減とし負の計上すること。また、各費目の予算差引簿計上と出納簿計上内容が違うものが数件見られた。出納簿を基本とし、各費目の予算差引簿に振り分ける形で経理を行なうこと。また、コミュニティの会計と自治会連合会の会計は明確に区別すること。	平成 22 年度より、2 会計間での振替は収入減として負の計上にした。出納簿を基本とし予算差引簿に振り分けた。コミュニティと自治会連合会の会計は明確に区別している。
	旅費の支出において、旅費申請書（請求書）の日付が旅行日より後になっているものが見受けられた。旅費支給内規においても出張伺いを提出し出張後、請求手続きにより精算することとなっていることから、申請は旅行日の前に行うこと。	平成 22 年度より、旅費申請書は旅行日の前に提出してもらっている。

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	立替払いが多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や前金払等で支出票により決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。	平成 23 年度より、原則立替払いはしないこととし、必要なときは支出票により前金払で支払うようにした。

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	<p>公用車がない為、職員が業務で自家用車を使用した場合、燃料費で支出しているが、旅費規程で自家用車を使用した場合に1km30円を支給することになっているので、1ヶ月ごとにまとめて旅費として支出することを検討していただきたい。なお、業務で自家用車の使用を認める場合は、自動車保険の加入状況を確認してから許可をするようにしていただきたい。</p>	<p>左記の意見のとおり支給することにした。</p>
	<p>社会保険料の支払いについては、一端個人に支払った職員給与から社会保険料の個人負担分を戻入し、その後事業主負担分と合わせて支払っているが、給与支給の際は、個人へは明細をつけて社会保険料の個人負担分を差引いた形で支給し、差引いた個人負担分は事務局が別途保管しておき、事業主負担分と合わせて社会保険庁に支払うようにしていただきたい。</p>	<p>平成23年度より、社会保険庁への支払い用に別口座を開設し、個人負担分の預かりを別口座で保管することにした。</p>